

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務
- (2) 業務期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当

電話番号 029-853-2179

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合せと同じ。
- (2) 提出期限 令和8年11月12日 16時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年12月21日 11時00分
- (2) 場 所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階財務部入札室

5 入札方法

入札書には、仕様書に定める年間運行予定日数（180日）、仕様書別紙7の運行経路及び仕様書別紙9に係る見込走行距離（1日当たり3km）等を考慮の上、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度に基づき算出した総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和9年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」

又は「D」等級に格付けされている者であること。

- (4) 神奈川県を営業区域とする国土交通省の発行した一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (5) 請負に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
本公告に示した役務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和8年10月15日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和8年11月12日 16時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。))で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当
電話番号: 029-853-2179
- 2 入札書は、別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び
「12月21日開札 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業
務の入札書在中」と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「12月21日開札 国立大学法
人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務の入札書在中」と記載し、中封筒
の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の
提出期限までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は
認めない。
- 3 いったん提出された入札書は、引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
(1) 件名は、仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
(2) 入札金額は、算用数字を用いて明確に記載すること。
(3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
(4) 日付を必ず記載すること。
※日付は、入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2) 件名及び入札金額のない入札書
(3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
(4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない、又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商
号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、
正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
(5) 件名に重大な誤りのある入札書
(6) 入札金額の記載が不明確な入札書
(7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
(8) 入札書提出期限までに到着しなかったもの

(9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 入札書には、仕様書に定める年間運行予定日数（180日）、仕様書別紙7の運行経路及び仕様書別紙9に係る見込走行距離（1日当たり3km）等を考慮の上、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度に基づき算出した総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するに当たっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても、当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うものとする。

このため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め契約担当役が設定した最低基準額未満となる場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、契約担当役が必要な調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うこととする。

低入札価格調査の対象となった者は、契約担当役が指定する期限までに、入札価格の積算内訳書、労務費、原材料費、外注費等の算定根拠その他契約担当役が必要と認める積算資料等を提出しなければならない。

当該低入札価格調査においては、提出された積算資料等に基づき、入札価格の積算内訳の妥当性に加え、特に労務費を中心とした各費目の算定根拠、賃金水準の確保や物価動向を踏

まえた価格転嫁の状況、当該価格により契約の内容を継続的かつ適正に履行できるか否かについて確認を行うものとする。

なお、契約担当役は、提出された積算資料等の内容が不十分であると認める場合には、当該入札者に対し、事情聴取その他必要な説明を求めることがある。

その結果、積算資料等の提出又は説明に応じない場合、又は提出された積算資料等若しくは説明の内容が不十分であり、当該入札金額によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者とし、しないことがある。

上記の調査の結果、契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

1.2 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を以下の期日までに提出すること。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和9年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し……………1部
- ・神奈川県を営業区域とする国土交通省の発行した一般貸切旅客自動車運送
事業の許可を受けている者であることを証明する書類……………1部

(2) その他提出書類

- ・参考見積書……………1部
 - ・迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明する書類
（様式任意：故障・事故等で運行が不可能となった場合の代替輸送の体制を含む）…1部
 - ・再委託承諾申請書（様式1）……………1部
- ※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。
- 再委託に関する取扱い
- URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限	上記1の入札書提出期限と同じ (郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所	上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項

様式1

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

印

「国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承諾くださるようお願いいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐ 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐ 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐ その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

仕 様 書

1. 件 名 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務

2. 業務の目的

この業務は、国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「本校」という。）に在学する児童の通学及び本校行事等に係る送迎について、本校が指定する運行コース、運行時刻その他の運行条件を遵守し、安全かつ確実に送迎するものである。

3. 業務期間

- 1) 令和9年4月1日から令和10年3月31日
- 2) 原則として土曜日・日曜日・祝日等は運休とする。ただし、授業参観日、運動会等の学校行事等により、土曜日・日曜日・祝日等に運行する場合がある。
- 3) 標準的な運行については「令和8年度スクールバス運行予定表」（別紙1）に準じて行うものとする。
また、当該年度の運行予定表については、業務開始日の1か月前までに請負者に通知するものとする。
- 4) 年間運行予定日数は180日とする。実際の運行日数が180日に満たない場合及び180日を超える場合の請負代金の取扱いは、契約書第6条による。
- 5) 運休や業務時間の変更があった場合には、「スクールバス運休・変更願」（別紙6）により請負者に通知するものとする。

4. 業務場所 神奈川県横須賀市野比 5-1-2 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校

5. 車両等

この業務は、下記1) から3) の条件を満たす、請負者が所有する一般貸切旅客自動車（以下「バス」という。）1両により行うものとする。

1) 車両部

- (1) 旅客席数が27名以上の小型車とする。
- (2) 乗降口は車軸間中に自動扉（中央乗降口）を備えるものとする。また、乗降口の扉はできる限り大型とする。
- (3) 側面の窓の視界は路線バス以上の視界を有する仕様とする。
- (4) 冷暖房及び換気装置を備えるものとする。
- (5) ETC車載器を備えるものとする。
- (6) 送迎バス置き去り防止装置を備えるものとする。

2) 内装部

- (1) 座席表皮は丈夫なビニールとし、床、内壁、天井の素材は標準的な仕様とする。
- (2) 形状は、角に丸みをつけ危険でない仕様とする。
- (3) シートベルトを備えるものとする。

3) 外装部

- (1) 色、図柄は特に指定しない。
- (2) 国土交通省で定める「道路運送車両の保安基準」に基づき、「スクールバス」の表示をするとともに、本校の名称「筑波大学附属久里浜特別支援学校」を前面及び左右側面に表示するものとする。また、請負者は、本業務以外の運行において当該表示をしてはならず、契約期間が終了したときは、速やかに当該表示を除去しなければならない。

6. 業務従事者

請負者は、この業務に適した運転手をバスに配置し、「スクールバス運行業務に伴う業務従事者の遵守事項」(別紙4)及び「スクールバスにおける感染症対策について」(別紙8)を遵守するものとする。

また、休暇等により業務従事者が就業できないときは、請負者の責任において、必ず代替員を派遣するものとする。

なお、バスには本校が配置する介助業務乗務員(以下「介助員」という。)又は本校教職員が同乗するものとする。

7. 業務の内容

運行時間については別紙2のとおりとする。請負者は、障害のある児童が利用することを十分考慮し、安全な運行を行うものとする。

1) 児童の登下校(1コース)に係る送迎

スクールバス1台、運転手1名

2) 校外学習等中間利用時の送迎

スクールバス停車位置及び運行経路については別紙7のとおりとする。なお、中間利用時の送迎に係る過去の利用実績は別紙9のとおりである。

詳細な業務内容については以下のとおりとする。

a) 主たる利用対象者(以下「利用者」という。)

(1) 登下校時 小学部児童(15名程度)及び介助員又は本校教職員

(2) 中間利用時 幼稚部幼児、小学部児童、本校教職員及び保護者等

b) 登校時

(1) スクールバス停車位置に従い、利用者を乗車させて運行する。

(2) 本校に到着後は運転手は、利用者の降車に協力する。

(3) 利用者の降車完了後はスクールバスを指定場所に駐車させる。

(4) 運行回数は、原則1回とする。

c) 下校時

(1) 学校から利用者を乗車させ運行し、スクールバス停車位置に従い利用者を降車させる。

(2) 下校時に保護者等への引き渡しが行えない場合は、最終停車位置である学校において利用者を降車させる。

(3) 利用者の降車をもってその日の運行業務を終了する。

(4) 運行回数は次の回数を基本とする。

月曜日・水曜日・金曜日 . . . 1回

火曜日・木曜日 . . . 2回

d) 中間利用時の送迎等

(1) 登校時と下校時の間に、中間送迎を実施する。

(2) 下校を2回運行する場合で、2回目の運行開始に支障がないと本校担当職員が判断した場合は、1回目の運行時にすべての利用者が降車した後、引き続き中間送迎を行うことができるものとするが、1回目下校時に利用者の保護者等への引き渡し該当利用者所定の停車位置で行えなかった場合も同様とする。

(3) 中間送迎を実施する場合は、「スクールバス中間利用願」(別紙5)により、請負者に通知するものとする。

(4) 運行の日時、場所その他運行に関する事項については、本校担当職員と請負者が事前に調整の上、決定するものとする。

(5) 本校担当職員の指定する場所間を安全かつ確実に運行し、利用者が乗降する際は安全を十分に確保するものとする。

8. 業務に含まれる費用等

- 1) 車両代及び燃料代
- 2) 車検・定期点検、日常点検及びバスの所有・維持に係る一切の費用。
- 3) 修理代及び改修が必要となる場合の改修費。
- 4) 任意保険（国土交通省告示（平成25年10月31日公布）の基準を満たす内容以上のもの）及びこれに伴う一切の費用。
- 5) 業務従事者の人件費
- 6) 故障・事故等何らかの事由により運行が不可能となった場合の代替輸送及び代替員に要する費用。
- 7) その他本請負を行うことに必要な全ての経費

9. 事故等の責任

- 1) 業務中における対人、対物及び搭乗者にかかる事故については、原則として請負者がその責任を負うものとする。
- 2) 請負者は、運行業務において、交通事故等が発生したときは、請負者の責任において、その一切を処理するものとする。

10. 契約の相手方として必要となる要件

- 1) 神奈川県を営業区域とする、国土交通省の発行した一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。また、バスの運行業務を行う上で必要となる法規上の諸手続を行えること。
- 2) バスが故障・事故等で運行が不可能となった場合、迅速に代替輸送を行うこと。

11. 代金の支払

請負代金は1か月毎に支払うものとし、当該月の業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

12. その他

- 1) 請負者は「運転日誌」（別紙3）の作成及び月毎の報告を本校担当職員へ行うこと。
- 2) 運行内容の変更、中間利用時の送迎等の申請は、原則として実施日の前日正午までに行うものとする。
- 3) 運転手の待機用控室は本校において用意する。なお、請負者及び業務従事者は、発注者が指定する建物及び施設以外には許可なく立ち入ってはならない。
- 4) 請負者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密について第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。なお、このことは契約解除後及び契約期間終了後も同様とする。
- 5) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と請負者の間において協議して定めるものとする。
- 6) 請負者が本業務を第三者に再委託を行う場合で、運行等において対応に緊急を要すると本校担当職員が判断する事項が発生した場合は、5)の定めにかかわらず発注者は、再委託先と必要な調整を行うことができる。この場合、請負者に対して速やかにその内容を通知するものとする。
- 7) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- 8) その他詳細については、発注者と請負者が協議の上、決定するものとする。

令和8年度 スクールバス運行予定表

附属久里浜特別支援学校

4月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計	
	曜	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	B																							○								○	2日	
	C											○			○	○	○	○	○			○	○	○									9日	
	D																									○			○	○				3日

[illegible][illegible]

7 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	B		○					○		○					○		○	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	5日
	C	○		○			○		○		○			○		○		/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	7日
	D																	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	0日

8月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	B			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/					0日
	C			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	○			○	2日
	D			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/					0日

[illegible][illegible]

11月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
	曜	日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	B		/				○					○		○					○		○					/		○						6日
	C		/			○					○		○		○			○		○		○				/	○		○			○		10日
	D		/					○																		/								1日

12月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
	曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	B	○		○					○		○					○		/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	5日	
	C		○		○			○		○		○			○		○		/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	7日
	D																	/	/			/	/	/	/	/			/	/	/	/	0日	

1 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	B	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	○		○		/	/		○		○		/	/	/					/	/	4日
	C	/	/	/	/	/	/	/	○	/	/	/		○		○	/	/	○		○		○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	10日
	D	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/					/	/						/	/	/					/	/	0日

2 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				計
	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
	B		○		○		/	/		○		/	/	/	/		○		○		/	/		/			/	/					5日
	C	○		○		○	/	/	○		○		○	/	/	○		○		○	/	/	○	/	○	○	○	/	/				13日
	D						/	/				/	/	/	/						/	/		/			/	/					0日

3 月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	曜 日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	B		○		○		/	/		○		○		/	/		○		○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	6日
	C	○		○		○	/	/	○		○		○	/	/	○				/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	7日
	D						/	/						/	/			○		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1日

180日

運行内容	運行日数
B 登校7:35出発 下校13:35出発 下校14:55出発	59 日
C 登校7:35出発 下校13:35出発	116 日
D 登校7:35出発 下校11:35出発	5 日
計	180 日

登下校の運行路線及び駐停車時刻表

1) 登校便

学校発	① 三浦海岸駅	② セブンスイレブン三浦海岸店前	③ 京急野比バス停	④ 佐原	⑤ JR 久里浜駅	学校着
7:35	7:55	8:05	8:20	8:40	8:55	9:05

2) 下校便

(1 便) 13:30 下校

学校発	① 京急野比バス停	② JR 久里浜駅	③ 佐原	④ 三浦海岸駅	⑤ セブンスイレブン三浦海岸店前	学校着
13:35	13:40	13:50	14:00	14:20	14:25	14:35

(2 便) 14:50 下校

学校発	① 京急野比バス停	② JR 久里浜駅	③ 佐原	④ 三浦海岸駅	⑤ セブンスイレブン三浦海岸店前	学校着
14:55	15:00	15:10	15:20	15:40	15:45	15:55

(短縮授業) 11:30 下校

学校発	① 京急野比バス停	② JR 久里浜駅	③ 佐原	④ 三浦海岸駅	⑤ セブンスイレブン三浦海岸店前	学校着
11:35	11:40	11:50	12:00	12:20	12:25	12:35

B. C. 月～金曜日 運行時間

1. スクールバス運行時間

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|-------------|
| ① | 7:30 出発準備 | } | 所要時間 1時間35分 |
| | 7:35 学校出発 | | |
| | 9:05 学校着 | | |
| ② | 待機又は中間送迎 | | 所要時間 4時間10分 |
| | (12時15分から13時15分迄の60分は、休憩時間) | | |
| | 3時間10分 (休憩時間60分除く) | | |
| ③ | 13:15 出発準備 | } | 所要時間 1時間20分 |
| | 13:35 学校出発 | | |
| | 14:35 学校着 | | |
| ④ | 14:35 出発準備 | } | 所要時間 1時間20分 |
| | 14:55 学校出発 | | |
| | 15:55 学校着 | | |

2. 運転手

(B) 主に火・木曜日 (①～④) 運転日数: 59日

拘束時間 8時間25分 (7:30～15:55)

実働時間 7時間25分 (待機中の休憩時間60分を除く)

運行時間 4時間15分

待機時間 4時間10分

(C) 主に月・水・金曜日 (①～③) 運転日数: 116日

拘束時間 7時間05分 (7:30～14:35)

実働時間 6時間05分 (待機中の休憩時間60分を除く)

運行時間 2時間55分

待機時間 4時間10分

D. 運行時間

運転・添乗日数: 5日

1. スクールバス運行時間

- | | | | |
|---|------------|---|-------------|
| ① | 7:30 出発準備 | } | 所要時間 1時間35分 |
| | 7:35 学校出発 | | |
| | 9:05 学校着 | | |
| ② | 待機 | | 所要時間 2時間10分 |
| ③ | 11:15 出発準備 | } | 所要時間 1時間20分 |
| | 11:35 学校出発 | | |
| | 12:35 学校着 | | |

2. 運転手

(1) ①+②+③

拘束時間 5時間05分 (7:30~12:35)

実働時間 5時間05分

運行時間 2時間55分

待機時間 2時間10分

運 転 日 誌

令和 年 月 日 () 天候		始業時メーター		Km			
		終業時メーター		Km			
		当日走行距離		Km			
運転者				介助員			
連絡事項							
出発時間 (時:分)	帰校時間 (時:分)	行き先 ・ 経路		目 的		乗車人数	
:	:			登校 下校		子供 人 大人 人 往復 送りのみ 迎えのみ	
:	:			登校 下校		子供 人 大人 人 往復 送りのみ 迎えのみ	
:	:			登校 下校		子供 人 大人 人 往復 送りのみ 迎えのみ	
:	:			登校 下校		子供 人 大人 人 往復 送りのみ 迎えのみ	
:	:			登校 下校		子供 人 大人 人 往復 送りのみ 迎えのみ	
備 考							

スクールバス運行業務に伴う業務従事者の遵守事項

(運転手)

1. 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を請負者に申し出ること。
2. 運行年月日、乗降場所、運行時間（出発地での待機開始時刻及び主な経由地における発車、到着の時刻を含む。）等の確認を怠らないこと。
3. 運行車両については、車内の整理整頓、適切な清掃が実施され、運行車両の清潔が保たれていなければならないこと。
4. 運行中当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止すること。
5. 安全な運行に支障がある箇所を通過しないこと。
6. 乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならないこと。
7. 乗降口の扉は、停車前に開かないこと。
8. 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに本校の児童等を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
9. 乗務について、運転日誌に所要の記録を行うこと。
10. 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
11. 本校の児童等に対して公平かつ懇切な対応を行い、教育的な配慮ある対応を厳守すること。
12. 本校の児童等の障害に配慮した慎重かつ適切な運転を行うこと。
13. その他本校教職員との協調性を持ち業務に当たること。

令和 年 月 日

スクールバス中間利用願

下記のとおり、スクールバスの中間利用を申請いたします。

部主事確認：

担 当 者	(教諭 名、幼児・児童 名、その他 名)
往復・片道の別	往 復 ・ 片 道 台
使 用 予 定	令和 年 月 日 () 発車時刻 時 分 発車場所 帰校時刻 時 分
行 先	
理 由	

校 長	副校長	主幹教諭	係 長	係 員	事務バス担当

令和 年 月 日

スクールバス 運休・変更願

部局名	附属久里浜特別 支援学校	部主事印		令和 年 月 日
-----	-----------------	------	--	----------

☐ 運休について

運休年月日	令和 年 月 日 ()
時 間	時 分

☐ 変更について

変更年月日	令和 年 月 日 ()
時 間	時 分 → 時 分

校 長	副 校 長	主 幹 教 諭	係 長	係 員	事 務 バ ス 担 当



スクールバスにおける感染症対策について

20210526

スクールバス仕様策定委員会

1 乗務員に依頼すること

- ・児童の乗車時、保護者に当日の体調を口頭で確認すること。
- ・児童の降車後、座席、手すり、窓、シートベルトのバックル部分など、児童が触りやすい箇所の消毒を行うこと。
- ・乗務員は出庫時に体調確認（検温の実施、健康観察）をするとともに、車内では、マスクを着用し、飲食は控えること。

2 バス会社に依頼すること

- ・スクールバスとして使用するバスは、換気制御装置等、換気機能が備わっている車両とすること。
- ・スクールバス内の感染症対策として実施する消毒に使用する物品（ペーパータオル、塩素系消毒液、ゴム手袋など）や、嘔吐物の処理や児童の衛生を保つために必要な物品（バケツ、ペーパータオル、ティッシュペーパー、塩素系消毒液、ゴム手袋など）は、バス会社が準備する。

令和6年度中間送迎実績表

日程	内容				場所	行程		出発時間	帰校時間	所要時間
	1バス(横須賀コース)	(Km)	2バス(三浦コース)	(Km)		往路	復路			
5月16日			小3遠足	4	くりはま花の国		○	12:30	12:50	0時20分
5月17日	ひよこ組乗車練習	10			学校周辺一周	○	○	10:35	11:00	0時25分
5月20日			りす組乗車練習	22	三浦海岸付近	○	○	10:30	11:30	1時00分
5月22日	ひよこ組乗車練習	10			学校周辺一周	○	○	10:35	11:00	0時25分
5月24日	幼稚部遠足	30			ソレイユの丘	○	○	9:30	13:00	3時30分
5月24日			幼稚部遠足	30	ソレイユの丘	○	○	9:30	12:55	3時25分
6月4日	小5・6遠足	3			くりはま花の国		○	14:10	14:45	0時35分
6月7日			小1・2遠足	14	くりはま花の国	○	○	9:30	12:50	3時20分
6月11日	小3校外学習	5			イオン久里浜店	○		9:41	10:04	0時23分
6月21日			小5宿泊学習	27	三浦YMCA	○		11:30	12:45	1時15分
6月24日	小3校外学習	7			うどんカフェうせい		○	12:00	12:25	0時25分
6月28日			小3校外学習	2	うどんカフェうせい		○	10:50	11:15	0時25分
7月3日	交流学習	18			明浜小学校	○	○	10:20	12:30	2時10分
7月3日			交流学習	16	明浜小学校	○	○	10:20	12:35	2時15分
7月5日	うさぎ組デイキャンプ	14			D2	○	○	9:45	11:05	1時20分
7月9日	交流学習	14			明浜小学校	○	○	10:20	12:30	2時10分
7月9日			交流学習	17	明浜小学校	○	○	10:20	12:30	2時10分
9月6日	小1～3校外学習	25			横須賀市文化会館	○	○	10:28	11:59	1時31分
9月6日			小1～3校外学習	25	横須賀市文化会館	○	○	9:25	12:00	2時35分
9月17日	交流学習	14			明浜小学校	○	○	10:20	12:30	2時10分
9月17日			交流学習	16	明浜小学校	○	○	10:20	12:30	2時10分
9月19日			小2校外学習	30	ソレイユの丘	○	○	9:20	11:40	2時20分
10月7日	小5校外学習	25			リビエラシーボニアマリーナ	○	○	9:20	12:50	3時30分
10月29日	小6校外学習	17			武山支援学校	○	○	9:40	11:35	1時55分
10月29日			小3プール学習	12	くりはま花の国	○	○	9:55	11:50	1時55分
10月30日	小2校外学習	8			Fujiスーパー	○	○	10:00	10:35	0時35分
11月1日			小4校外学習	6	野比バス停	○		9:20	9:40	0時20分
11月5日	小3プール学習	10			くりはま花の国	○	○	9:55	11:45	1時50分
11月5日			小2校外学習	9	Fujiスーパー	○	○	10:00	10:40	0時40分
11月12日	小3プール学習	10			くりはま花の国	○	○	9:50	11:48	1時58分
11月15日			小2校外学習	8	Fujiスーパー	○	○	9:55	10:37	0時42分
11月26日	小5校外学習	15			元気パン	○	○	9:45	12:43	2時58分
11月28日	交流学習	11			明浜小学校	○	○	10:26	11:45	1時19分
11月28日			交流学習	11	明浜小学校	○	○	10:25	11:48	1時23分
1月30日	小1校外学習	19			潮風スポーツ公園	○	○	9:20	11:35	2時15分
2月12日			小2校外学習	13	根岸交通公園	○	○	9:45	11:38	1時53分
2月13日	交流学習	16			明浜小学校	○	○	10:25	11:48	1時23分
2月13日			交流学習	16	明浜小学校	○	○	10:30	11:48	1時18分
合計	20	281	18	278						62時間13分

距離年間合計(km) 559

中間送迎に係る運行距離は、過去2年間の実績に基づき算出した1日当たり3kmで積算するものとする。

令和7年度中間送迎実績表

日程	内容				場所	行程		出発時間	帰校時間	所要時間
	1バス(横須賀コース)	(Km)	2バス(三浦コース)	(Km)		往路	復路			
5月9日			りす・うさぎ組乗車練習	18	学校周辺一周	○	○	10:35	11:17	0時42分
5月13日	小学部1年乗車練習	10			学校周辺一周	○	○	11:10	11:40	0時30分
5月15日			北京師範大学迎車	10	京急久里浜駅		○	9:20	9:55	0時35分
5月16日	りす・うさぎ組遠足	30			ソレイユの丘	○	○	9:28	13:00	3時32分
5月16日			りす・うさぎ組遠足	29	ソレイユの丘	○	○	9:30	13:05	3時35分
5月19日			小3・4遠足事前学習	5	くりはま花の国		○	11:05	11:20	0時15分
5月23日	小1・2遠足	10			くりはま花の国	○	○	9:30	12:50	3時20分
5月23日			小3・4遠足	6	くりはま花の国		○	12:00	13:00	1時00分
5月30日	小4校外学習	3			イオン久里浜店	○		9:40	10:05	0時25分
6月10日	小3校外学習	2			Fujiスーパー		○	11:27	11:40	0時13分
6月20日	小5宿泊学習	25			三浦YMCA		○	11:30	12:47	1時17分
6月20日			小3宿泊準備学習	8	Fujiスーパー	○	○	9:45	11:25	1時40分
7月1日	小6校外学習	6			野比バス停	○	○	10:45	11:30	0時45分
7月2日	交流学習	14			明浜小学校	○	○	10:12	12:27	2時15分
7月2日			交流学習	20	明浜小学校	○	○	10:10	12:30	2時20分
7月7日			筑波大学理事迎車	9	京急久里浜駅		○	10:20	11:12	0時52分
7月9日	交流学習	13			明浜小学校	○	○	10:15	12:27	2時12分
7月9日			交流学習	20	明浜小学校	○	○	10:14	12:33	2時19分
7月14日			小4校外学習	6	幸和(久里浜)	○	○	10:00	10:35	0時35分
9月25日	交流学習	16			明浜小学校	○	○	10:22	12:24	2時02分
9月25日			交流学習	16	明浜小学校	○	○	10:20	12:30	2時10分
10月9日	小4校外学習	9			明浜小学校・幸和	○	○	10:20	11:12	0時52分
11月14日	小2校外学習	10			Fujiスーパー	○	○	9:50	10:25	0時35分
11月17日			PTA視察	19	フロムワン福祉園	○	○	9:25	11:40	2時15分
11月28日			うさぎ組デイキャンプ	27	ヴェルニー公園	○	○	9:40	12:00	2時20分
12月4日	小5校外学習	61			八景島シーパラダイス	○	○	9:30	14:42	5時12分
12月12日	交流学習	8			明浜小学校	○	○	10:30	11:50	1時20分
12月12日			交流学習	8	明浜小学校	○	○	10:25	11:50	1時25分
1月29日			小3校外学習	12	三浦海岸駅	○	○	10:45	11:17	0時32分
2月12日	交流学習	11			明浜小学校	○	○	10:30	11:53	1時23分
2月12日			交流学習	11	明浜小学校	○	○	10:30	11:47	1時17分
2月24日	うさぎ組お別れ遠足	52			はまぎんこども宇宙科学館	○	○	9:25	12:25	3時00分
2月24日			小1校外学習	14	イオン久里浜店	○	○	9:45	11:55	2時10分
3月11日	小2校外学習	13			根岸交通公園	○	○	9:44	11:35	1時51分
合計	17	293	17	238						54時間:59分

距離年間合計(km) 531

請 負 契 約 書 (案)

件 名 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務
請 負 代 金 額 金 円也 (内訳は別紙のとおり)
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也 (消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 古田 和之 (以下「甲」という。)
と 請負者 (以下「乙」という。) との間において上記の件名 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

- 第 1 条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札の際に提出した書類に明記されたものとする。
- 第 2 条 業務は、国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校において行うものとする。
- 第 3 条 契約期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- 第 4 条 乙は、1か月毎に業務完了報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。
- 第 5 条 請負代金は、別紙のとおり1か月毎に支払うものとし、当該期間の業務完了確認後、適当な請求書を受理した日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。なお、甲が運行内容の変更又は追加を求めたことにより、別紙に定める年間契約の算出基礎となる1日当たりの走行時間又は走行距離を超える運行を行った場合は、乙は別紙に定める方法により算定した精算額を1か月毎に甲に請求することができる。
- 第 6 条 請負代金は、契約日数180日を基礎として算定するものとし、実際の利用日数が180日に満たない場合であっても、甲は乙に対し180日分の請負代金を支払うものとする。ただし、第10条又は第11条の規定により本契約が期間の満了前に終了した場合は、この限りではない。
- 2 利用日数が180日を超過した場合には、超過日数分について、1日当たり 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円) を甲が乙に支払うものとする。
- 第 7 条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校に送付するものとする。
- 第 8 条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第 9 条 契約保証金は免除する。
- 第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。
- (2) 契約期間内に業務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当した場合には、甲の請求に基づき、請負代金額のうち履行済部分に相当する金額を控除した未履行部分に対して、その10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。
- 第11条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し3か月前までに文書をもって通知するものとする。
- 第12条 甲は、履行した業務が契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。
- 2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。
- 第13条 乙は、本契約の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできない。ただし、

あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託先に対して、本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

第14条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第15条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第16条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第17条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第18条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 古田 和之

乙

請負代金月別内訳

年	月	月別金額	消費税額 及び 地方消費税額	支払額
令和 9 年	4 月			
	5 月			
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月			
	10 月			
	11 月			
	12 月			
令和 10 年	1 月			
	2 月			
	3 月			

(1) 年間契約における運賃料金の算出の基礎

算出基礎となる走行時間〇〇時間（1日当たりの走行時間（点呼点検時間（2時間）を含む）

算出基礎となる走行距離〇〇Km

年間契約における予定運行日数180日

〇〇円（時間制運賃）×〇〇時間＝〇〇円

〇〇円（キロ制運賃）×〇〇Km＝〇〇円

（〇〇円＋〇〇円）×〇〇日×〇〇%（実働率）＝ 〇〇円（年間運賃額）

(2) 年間契約の算出基礎を超える場合の取扱い

甲が運行内容の変更又は追加を求めたことにより、上記算出基礎を超える走行時間又は走行距離となる運行を行った場合は、超過した時間及び距離について、1日ごとに、時間制運賃及びキロ制運賃により別途精算を行うものとする。乙は精算額を請求する場合は、その算定内訳を請求書に記載し、甲に提出するものとする。

入札書様式（代表者が入札する場合）

入 札 書

件 名 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

記載例1（代理人（支店長等又は本店の社員等）が入札する場合）

入 札 書

件 名 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

代理人

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は
代理人 〇 〇 〇 〇 印

記載例2（復代理人（支店等の社員等）が入札する場合）

入 札 書

件 名 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

入札書を作成した日を記載すること。開札の日ではない。

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名： 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務

委任事項 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札
立合及び再度入札に関する件
2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する
件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



以上

（注）1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例2（支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） ○○県○○市○○ ○-○-○

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

[illegible]

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

以上

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名： 国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校スクールバス運行業務

- 委任事項
- 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



以上

- （注）1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるようお願いします。万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。